

毎週火、金曜日発行（但休日と当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 公有水面埋立の免許
 - 土地改良区の役員の就任の届出
 - 土地改良区の役員の仕事の訂正の届出
 - 土地改良区の役員の仕事の届出
 - 土地改良区の役員の仕事の届出
 - ひな白痢検査の実施
- 〃 乳牛の結核病等の検査の実施
- 〃 腐そ病検査の実施
- ◇選挙告示
 - 参議院地方選出議員鳥取県選挙区選挙の候補者の選挙運動に関してなされた寄付等の報告書の要旨

告示

鳥取県告示第五百四号
公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の

規定に基づき、昭和三十七年九月四日次のとおり公有水面の埋立の免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和三十七年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立の免許を受けた者
気高郡青谷町青谷

青谷町長 井 島 英 己

二 埋立の場所及び面積

気高郡青谷町大字青谷地内旧勝部川筋の水面二、五五七、七四坪及び同地内旧日置川筋の水面八〇四、八七坪、同地内同筋の水面二六、四三坪（関係図面は土木部管理課に保存）

三 埋立の目的

宅地造成のため

四 埋立の工期

着工期限 昭和三十七年九月 四 日
しゅん工期限 昭和三十八年三月三十一日

鳥取県告示第五百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により、土地改良区から次の通り役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十七年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市西里仁土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事	太田 友治	鳥取市里仁三八四番地
〃	太田垣富男	〃
〃	太田垣龜平	〃
〃	森 清治	四一五番地
〃	森本 寿永	三九一番地
〃	三谷 正雄	四〇二番地
〃	森 寿己	四一六番地
〃	中野 勇平	四一一番地
監事	森本 周治	三九六番地

〃 太田垣國次 〃 四〇八番地

昭和三十七年八月四日創立總會において総選挙の結果
当選し八月十二日就任 任期二年

鳥取市上原土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事	藤岡 礼三	鳥取市上原二〇九番地
〃	村井喜代藏	〃
〃	河崎 喜藏	二二二番地
〃	大賀 松吉	二六七番地
〃	民井 義美	上段一四番地の二
〃	藤岡 英雄	上原二五四番地
〃	山川 周藏	〃
〃	山川 周藏	二一八番地
監事	田中 義隆	二四八番地二
〃	藤岡 宗市	二一九番地
〃	藤村 正利	上段三三番地

昭和三十七年八月七日創立總會において総選挙の結果
当選し、八月十三日就任 任期二年

鳥取市岩吉土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事	奥田 賢治	鳥取市岩吉六三番地の三
〃	吉田 実	〃
〃	片山 一郎	四四番地
〃	石原 善雄	五八番地
〃	吉田 米治	二四五番地二
〃	官部 豊治	二二三番地
〃	鳥羽 正明	二一八番地
〃	森本 愛雄	二三八番地三
監事	森本 愛雄	二三七番地
〃	吉田 忠晴	〃
〃	吉田 忠晴	四五番地の一

昭和三十七年八月十日創立總會において総選挙の結果
当選し、八月十七日就任 任期二年

鳥取県告示第五百六号

昭和三十七年七月二十日鳥取県告示第四百四号で告示した湖山村瀬土地改良区の役員住所について次の通り訂正の届出があつたから土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十二項の規定により告示する。

昭和三十七年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

訂正前の役員住所及び氏名

理事	上田寿太郎	鳥取市湖山町二六八六
〃	船越作十郎	〃
監事	田中 鉄治	〃

訂正後の役員住所及び氏名

上田寿太郎	鳥取市湖山町二六八六の二
船越作十郎	〃
田中 鉄治	〃

鳥取県告示第五百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により、下和田土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十七年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

就任した役員の名及び住所

- 理事 井田 九一 米子市和田町二、八六八
- " 井田 武芳 " 二、五九九
- " 井田 幌 " 二、八二八
- " 井田 昂 " 二、八八七
- " 西井 時中 " 二、八四一
- " 井田 正信 " 二、二八九
- " 安達 正行 " 二、二七九
- " 井田 降雄 " 二、五四三
- 監事 井田 武好 " 二、二八五
- " 大家 清信 " 二、八二七

昭和三十七年六月十七日申請人において選任の結果同日就任 任期第一回総会迄

鳥取県告示第五百八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により、天神野土地改良区から次の通り役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第

十一項の規定により告示する。

昭和三十七年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の名及び住所

- 理事 坂根 林蔵 東伯郡関金町字堀
- " 朝倉 勇功 " 字泰久寺
- " 安田 豊吉 " 字松河原
- " 佐々木照義 " 字大鳥居
- " 山崎 新松 " 字安歩
- " 山本 寿雄 倉吉市鴨河内
- " 山本 弘 " "
- " 熊谷 源治 " "
- " 波谷 信好 " "
- " 北村豊次郎 " 志津
- " 亀井 梅蔵 " 三江
- 監事 波谷 英三 鴨河内
- " 杉原 勝男 " "
- " 岸本 実 東伯郡関金町字松河原

就任した役員の名及び住所

理事 坂根 林蔵 東伯郡関金町字堀

- " 椿 勝美 " 字泰久寺
- " 安田 豊吉 " 字松河原
- " 佐々木照義 " 字大鳥居
- " 山崎 新松 " 字安歩
- " 山本 寿雄 倉吉市鴨河内
- " 熊谷 源治 " 志津
- " 北村豊次郎 " 志津
- " 亀井 梅蔵 " 三江
- " 中橋 久雄 " 藤井谷
- " 野儀 久市 " 福山
- " 山下 久好 " 黒見
- " 山本時次郎 " 小野
- 監事 波谷 英三 鴨河内
- " 岸本 実 東伯郡関金町字松河原
- " 幸本 金市 倉吉市上古川

七月二十九日任期満了に伴う総選挙の結果当選し七

月三十一日就任 任期二年

鳥取県告示第五百九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 鶏。種鶏及び種鶏と同一構内で飼育する鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法 ひな白痢急速診断法

の所有者に対して検査を受けることを命ずる。
昭和三十七年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 鶏。種鶏及び種鶏と同一構内で飼育する鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法 ひな白痢急速診断法

別表

実施期日	実施区域	実施場所
九月二十四日	気高郡青谷町地河原	田中 民蔵
二十五日	〃	〃
二十六日	〃	〃
二十七日	気高町下坂本	猫山 道和

鳥取県告示第五百十一号

家の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて

乳牛の結核病、ブルセラ病検査並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六條の規定に基づき牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。
昭和三十七年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 牛の結核病、ブルセラ病及び肝てつ症予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核病並びにブルセラ病検査

結核病並びにブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六ヶ月以内のもの及び分べん前一ヶ月及び分べん後十日以内のものを除く。
肝てつ検査及び駆除

牛。ただし生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

00041

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法、
結核病検査……ツベルクリン皮内注射
ブルセラ病検査……急速凝集反応法及び国際法
肝てつ検査……肝てつアンチゲン皮内注射及び虫卵検査
肝てつ駆除……ピチコン投薬

別表

一期	二期	次	実施区域	実施場所
九月十一日	九月十四日	西伯町大國	大國検診所	
十四日	十七日	仙伯町大高	泉原	
十五日	十八日	〃	尾高	
〃	〃	会見町賀野	賀野	
十九日	二十二日	〃	池野	
十七日	二十日	西伯町東長田	東長田	
〃	〃	法勝寺	法勝寺	
十八日	二十一日	岸本町八郷	丸山、藍野	
十九日	二十二日	〃	真野	

二十八日	十月一日	会見町手間	手間
〃	〃	米子市五千石	五千石
十月一日	五日	成実	成実
〃	〃	西伯町天津	天津
〃	〃	米子市春日	春日
〃	〃	〃	巖
〃	〃	岸本町幡郷	幡郷
〃	〃	米子市福米	福米
〃	〃	〃	福生
〃	〃	岸本町大幡	大幡

鳥取県告示第五百十二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて腐を病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六條の規定に基づきみつばちの所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 瘡を病予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 みつばち
- 四 実施の期日、別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法

肉眼的検査……成蜂群の性状産卵團の性状
蜂児の性状
細菌学的検査……直接塗抹による芽胞の検出

別表

実施期日	実施区域	実施場所
九月十一日	気高郡気高町	気高町重谷、坂本
〃 十二日	〃	〃 上光、下光、八幡浜村
〃 十三日	〃 青谷町	青谷町小畑、河原、早牛
〃 十四日	〃	〃 澄水、紙屋、青谷

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条
第一項の規定により提出された昭和三十七年七月一日執行の参議院地方選出議員鳥取県選挙区選挙の候補者の選挙運動に關してなされた寄付及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十七年九月十一日
鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

公職の候補者の選挙運動に關する収支報告書要旨

- 一 選挙の種類 昭和三十七年七月一日執行参議院地方選出議員鳥取県選挙区選挙
- 二 期間 五月十五日から七月十二日まで
- 三 公職選挙法の規定による選挙運動に關する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

二、七〇三、四〇〇円

四 報告書の要旨

候補者氏名	石 尾 実	所属党派	日本共産党	出納責任者氏名	山 崎 登
-------	-------	------	-------	---------	-------

収 入

主たる寄付

(氏名・団体名)	(職業)	(寄付額)
河毛 市治	会社社長	五〇、〇〇〇円
鈴木 鋭	団体役員	五〇、〇〇〇円
裏坂 憲一	〃	三一、六〇〇円
南 博	商業	五三、六〇〇円
小林 高夫	土建業	三二、六〇〇円
その他の寄付	五五件	二二四、九〇〇円
その他の収入		〇円

支 出

人件費	四〇、〇〇〇円
家屋費	八、五五〇円
選挙事務所費	五、五〇〇円
集合会場費	三、〇五〇円
通信費	二五、七五〇円
交通費	二、九九五円
印刷費	七〇、〇〇〇円
広告費	五三、五二五円
文具費	二、四三八円
食糧費	一、七〇〇円
沐浴費	二〇、九五〇円
雑費	二、二八〇円

今回計	四四二、七〇〇円
前回計	— 円
総計	四四二、七〇〇円

今回計	二二八、一八九円
前回計	— 円
総計	二二八、一八九円

報告書受理年月日		昭和三十七年七月十六日		第一回報告分	
候補者氏名	仲原 善一	所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	岸本 政秋
収入					
主たる寄付					
(氏名・団体名)	(職業)	(寄付額)			
自由民主党		一、〇〇〇、〇〇〇円			
農業政策研究会		一、三〇〇、〇〇〇円			
日本歯科医師政治連盟		三〇、〇〇〇円			
共栄火災海上保険相互会社		三〇、〇〇〇円			
鳥取県医師連盟		五〇、〇〇〇円			
その他の寄付	〇件	〇円			
その他の収入		〇円			
合計		二、四一〇、〇〇〇円			
支出					
人件費		三四七、二五〇円			
家屋費		二六八、六八〇円			
選挙事務所費		二五八、六八〇円			
集合同場費		一〇、〇〇〇円			
通信費		一三五、三三三円			
交通費		二一五、四九〇円			
印刷費		一〇〇、七五〇円			
広告費		五八、〇八〇円			
文具費		二〇、五四五円			
食糧費		一四三、二六三円			
宿泊費		一六二、一三九円			
雑費		三三、一六五円			
合計		一、四八四、六九五円			
総計		二、七〇〇、〇〇〇円	総計		二、〇八五、〇四七円

報告書受理年月日		昭和三十七年七月十四日		第一回報告分	
候補者氏名	武部 文	所属党派	日本社会党	出納責任者氏名	大出 俊
収入					
主たる寄付					
(氏名・団体名)	(職業)	(寄付額)			
日本社会党		一、一〇〇、〇〇〇円			
その他の寄付	〇件	〇円			
その他の収入		一、六〇〇、〇〇〇円			
合計		二、七〇〇、〇〇〇円			
支出					
人件費		五四五、二五〇円			
家屋費		七五、九〇二円			
選挙事務所費		五三、九〇二円			
集合同場費		二二、〇〇〇円			
通信費		五〇七、四三四円			
交通費		三四三、〇二四円			
印刷費		一二七、五九〇円			
広告費		六六、八二四円			
文具費		七一、〇九四円			
食糧費		一六七、七九〇円			
宿泊費		一五九、〇一一円			
雑費		二一、一二八円			
合計		二、〇八五、〇四七円			
前合計		一円	前合計		一円

00046

前回計

二、四一〇、〇〇〇円

前回計

一、四八四、六九五円

報告書受理年月日

昭和三十七年七月十六日

第一回報告分

昭和四年四月五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市
[定価] 一月権 二五〇円 (配達料共) 所 県